

自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）  
 別添2 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（抄） 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（育成医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。</li> <li>2 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。</li> <li>3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。</li> <li>4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。</li> <li>5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「世帯」という。</li> </ol> <p>第2 自立支援医療（育成医療）の対象</p> <p>自立支援医療（育成医療）（以下単に「育成医療」とする。）の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする</p>	<p style="text-align: center;">自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（育成医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。</li> <li>2 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。</li> <li>3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。</li> <li>4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。</li> <li>5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「世帯」という。</li> </ol> <p>第2 自立支援医療（育成医療）の対象</p> <p>自立支援医療（育成医療）（以下単に「育成医療」とする。）の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする</p>

こと。

- 1 育成医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の13で定めるものであること。
  - (1) 視覚障害によるもの
  - (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
  - (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
  - (4) 肢体不自由によるもの
  - (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう**若しくは直腸、小腸又は肝臓**の機能の障害によるもの
  - (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの( (5) に掲げるものを除く。)
  - (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの
- 2 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。
- 3 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 診察
  - (2) 薬剤又は治療材料の支給
  - (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
  - (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護

こと。

- 1 育成医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の13で定めるものであること。
  - (1) 視覚障害によるもの
  - (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
  - (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
  - (4) 肢体不自由によるもの
  - (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、**直腸又は小腸**の機能の障害によるもの
  - (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの( (5) に掲げるものを除く。)
  - (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの
- 2 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法**及び**心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。
- 3 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 診察
  - (2) 薬剤又は治療材料の支給
  - (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
  - (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
  - (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の

<p>( 5 ) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>( 6 ) 移送 ( 医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。 )</p> <p>以下 ( 略 )</p>	<p>看護</p> <p>( 6 ) 移送 ( 医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。 )</p> <p>以下 ( 略 )</p>
--	--

自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）  
 別添3 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（抄） 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（更生医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）についての事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。</li> <li>2 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。</li> <li>3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。</li> <li>4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。</li> <li>5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「世帯」という。</li> </ol> <p>第2 自立支援医療（更生医療）の対象</p> <p>自立支援医療（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。）の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の14で定めるものであること。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>法第58条第1項に基づく自立支援医療費（更生医療）の支給認定（以下「支給認定」という。）についての事務手続及び運営等については、法令及び通知によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図るとともに効率的な運営に努めること。</p> <p>第1 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定自立支援医療を実際に受ける者を「受診者」という。</li> <li>3 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。</li> <li>3 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者を「申請者」という。</li> <li>4 住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。</li> <li>5 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯を「世帯」という。</li> </ol> <p>第2 自立支援医療（更生医療）の対象</p> <p>自立支援医療（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。）の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の14で定めるものであること。</li> </ol>

- ( 1 ) 視覚障害によるもの
- ( 2 ) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ( 3 ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- ( 4 ) 肢体不自由によるもの
- ( 5 ) 心臓、腎臓、**小腸又は肝臓**の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
- ( 6 ) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が継続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

- 3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。
- ( 1 ) 診察
  - ( 2 ) 薬剤又は治療材料の支給

- ( 1 ) 視覚障害によるもの
- ( 2 ) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ( 3 ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- ( 4 ) 肢体不自由によるもの
- ( 5 ) 心臓、腎臓、**小腸**の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
- ( 6 ) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が継続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法**及び**心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

- 3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。
- ( 1 ) 診察
  - ( 2 ) 薬剤又は治療材料の支給
  - ( 3 ) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
  - ( 4 ) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他

- ( 3 ) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ( 4 ) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ( 5 ) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ( 6 ) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

以下（略）

の看護

- ( 5 ) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ( 6 ) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

以下（略）